

財務省告示第四百四号  
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四  
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に  
 規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却  
 したので、その国債の名称等を別表のとおり告示  
 する。

平成十八年十月二十四日

財務大臣 尾身 幸次

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	総買入価額の
個人向け利付 国庫債券（変 動・十年）	第二回	六百三十二万七千二百二十五億	八百三十四千二百一十五億
〃	第四回	三万六千三百三十七億	三万四千二百一十八億
〃	第六回	六億三千二百七十五億	六億九千二百八十九億
〃	第八回	七億九百三十八億十五	六億四千八百九十七億九百十九
〃	第十回	八億九千五百五	八億四千七百七十二億

合 計	”
	第 十 二 回
円百十二 五 十億六 三千百 万二四	円百九 五億 十八 八千 万九
十八百十二 九千六四千 円七十億六 百四二百 八万千二	十四百九 一千五億 円三十八 百七千 二万四